

こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 富山開催事業 業務委託仕様書

1 事業名

こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 富山開催事業

2 趣旨

すべての子どもの権利の擁護が図られ、自立した個人としての健やかな成長を通して将来にわたって幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向け、保護者に対して気運の醸成を図る。また、「子どもの権利に関する条例（仮称）」の制定も検討していることから、子どもの権利について考える機会とし、理念や内容について普及啓発を行い、合わせて参加した子ども及びその保護者から、子どもが個人として尊重されるために重要なことに関する意見を聴取する。

なお、本事業は子ども家庭庁が企画する「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム」の一環として、子ども家庭庁との共催で行うとともに、明治安田生命が主催する「こどもシゴト博 in 富山」とも連携して行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年10月31日（金）まで

4 業務の内容

業務の実施にあたっては、「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 富山開催事業業務委託に係る公募型プロポーザル」で企画提案があった内容を基本に、発注者と受注者が協議して決定する。

こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 富山（以下「シンポジウム」という。） の開催

（1）開催日時

令和7年8月23日（土） 13:00～15:00（予定）

（2）対象者

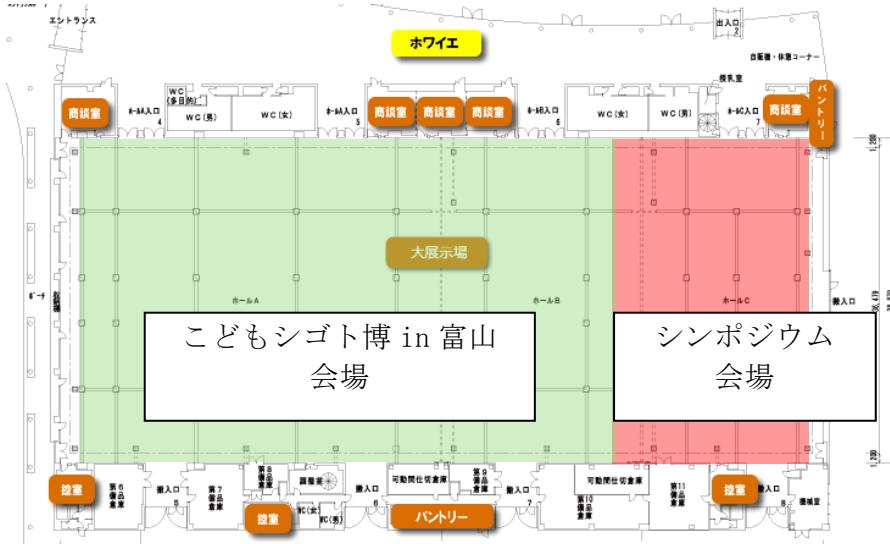
未就学児～小学生及びその保護者、子ども・若者支援関係者等

（3）会場

富山産業展示館テクノホール西館（新館）大展示場 ホールC
(富山市友杉1682)

※同会場で「こどもシゴト博 in 富山」を開催

（会場イメージ図）



(4) 参加者の募集

ア 参加者について

- ・参加者数の目標は200名以上で設定すること。
- ・事前の参加申し込みは不要とするが、当日はシンポジウム参加者数を把握できるよう管理を行うこと。
- ・参加費は無料とすること。

イ 参加者の募集について

- ・参加者募集のため、対象者が多く集まる場所へのチラシ設置・ポスター掲示等、効果的と思われる広報を提案すること。また、未就学児～小学生の子育て世代をターゲットとしたYouTube等の動画配信サイトにおける強制視聴の動画広告を必須とし、広告のための動画を作成し配信すること。
- ・広告の内容には「こどもシゴト博 in 富山」の案内も盛り込むこと。
- ・広報手段ごとにKPIを定め、その指標を計測するための設定を行い、随時発注者と共有したうえで、広報の方針を協議すること。なお、KPIについては発注者からの提案も踏まえ、協議のうえ決定すること。
- ・金品等の配布による募集は不可とする。
- ・企画提案書には、参加者募集のための具体的な広報計画について記載すること。

(5) シンポジウムの企画・運営に関するこ

ア シンポジウムの内容について

- ・イベントプログラムは、下記のタイムテーブルを基本に提案すること。また、例えばこどもによるオープニングアクト等、集客の工夫についても合わせて提案すること。

(タイムテーブル想定)

開始時間	登壇者等	内容	併催
13:00	(県職員)	開会挨拶	
13:05	大臣	ビデオメッセージ	
13:10	こども 家庭庁職員	基調講演 テーマ： こども家庭庁の取組や子どもの権利について（仮）	こども シゴト博 (明治安 田生命)
13:30	県職員	富山県のこども・子育て支援に関する施策紹介・ 「子どもの権利に関する条例（仮称）」素案の概要紹介	
13:50		こども及び子育て世代に対する普及啓発・意見聴取 【テーマ（仮）】 こどもが自分の気持ちや考えを自由に表明するために、保護者が気を付けること 【普及啓発の方法（例）】 ・タレント・パフォーマー等によるパフォーマンス ・タレント等を含めたトークセッション ・子どもの権利をわかりやすく伝える寸劇 ・子どもの権利に関するクイズ大会 ・体験型イベント・ワークショップ 【意見聴取の方法（例）】 ・選択肢式でのリアルタイムのアンケート ・K J 法等による会場からの意見集約	等 等
14:40		閉会	
15:00		アンケート回収完了	

- ・こども及び子育て世代に対する普及啓発・意見聴取の部分について、タイムテーブルと実施方法を提案すること。内容については、「こどもが自分の気持ちや考えを自由に表明するために、保護者が気を付けること」という仮テーマを念頭に置くこと。なお、チラシや当日の資料等に記載するテーマ文言については、別途発注者と協議のうえ決定すること。
- ・トークセッションやパネルディスカッション、寸劇等、普及啓発に効果的な手法を提案すること。参加者に対する一方的な見せ物ではなく、参加者からの反応や意見を引き出す工夫を行うこと。合わせて、タレント・パフォーマー等（以下「タレント等」という。）によるパフォーマンスを組み入れたり、こどもが遊べる遊具を設置したりするなど、集客の工夫を図ること。企画提案書には、当日の時間配分案、登壇者案、集客の工夫及び会場から意見を引き出す方法について具体的に記載すること。
- ・司会、タレント等を含む、こども家庭庁及び県の職員以外のすべての登壇者等の手配を行うこと。なお、最終的な登壇者等は、企画提案をもとに、発注者と調整の上決定すること。
- ・こども家庭庁及び県の職員以外の登壇者に対する登壇料は委託料の中から支払うこと。
- ・参加した保護者に対して、発注者が指定する項目による子どもの権利についてのアンケートを行うこと。保護者には、子どもの声を代弁させる工夫をすること。回答数の目標は80件とし、回収率を上げるための工夫をすること。また、アンケート結果について集計したうえで、令和7年9月23日（火）までに発注者に報告すること。
- ・イベントの最終的な内容は、企画提案をもとに、発注者と調整のうえ決定すること。

イ シンポジウムの運営について

- ・司会者、出演者並びに会場との出演交渉並びに調整、子育て世代が親子で参加できることに配慮した会場の設営、実施後の撤去並びに復旧及び当日の運営、各種支払い等シンポジウムの開催に係るすべての業務を行うこと。
- ・会場の参加者全体から、登壇者やタレント等が見えるよう、ステージの設営を行うこと。会場設営案については、企画提案書に席の数及び配置と合わせて具体的に記載すること。詳細については、企画提案をもとに、発注者と調整のうえ決定すること。
- ・ステージ上に参加者全体から見えるよう、「こどもまんなかアクションリレーシンポジウム in 富山」と記載したパネルサインを設置・掲示すること。パネルサインのデザインについては発注者と協議のうえ決定すること。
- ・会場使用料は、富山産業展示館テクノホール西館（新館）大展示場 ホールC、控室2及び商談室5の使用料として225,000円（税込み、空調費込み）を見積書に計上すること。なお、備品使用料金及び電気、ガス並びに水道の光熱水費使用料金はこれに含まれていないことに留意すること。
- ・本業務に要する設備・機材は、特に指示がない限り受注者が調達するものとし、その費用はすべて委託料に含めるものとする。ただし、富山産業展示館テクノホールにある備品等の使用希望があれば施設に確認すること。
- ・当日の流れについて記載した実施計画書を、シンポジウム開催の1か月前（令和7年7月23日（水））までに提出すること。実施計画書は、企画構成演出、進行表、台本、当日スケジュール表（出演者及びスタッフの配置及び行動が把握できるもの）及び会場図により構成すること。
- ・非常時の対応等を含む当日の対応等について記載した運営マニュアルを、別途発注者の示す期限までに作成し、提出すること。
- ・本業務を確実に実施するために必要な人員は受注者において適切に配置し、人員

に係る賃金、交通費等の経費についてもすべて委託料に含め、受注者において支払いを行うこと。

※企画提案書には、イベントプログラムの案及び当日のスケジュール案について具体的に記載すること。

(6) 実績報告書の提出

委託業務を完了したときには、速やかに実績報告書を作成し提出すること。なお、実績報告書には事業概要、広報資料、アンケート集計結果、記録写真及び事業の効果や課題等を検証した文書を添付すること。

※なお、本仕様書に記載のない業務についても、予算の範囲内において、より効果的な提案を妨げるものではない。

5 その他

- (1) 業務の実施においては、発注者に対して緊密に進捗状況等を報告、確認し、必要に応じて発注者と協議して業務を進めること。
- (2) 業務の実施にあたり業務全体の詳細な工程表を速やかに作成し、発注者と協議すること。
- (3) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、富山県の保有とすること。
- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法等を使用するときは、受注者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができる。但し、制作の都合上止むを得ず、著作権等を富山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に申し入れを行い、富山県の了解を得ること。富山県に著作権等を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、富山県と協議すること。
- (6) 本仕様書に明示のない事項、又は業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (7) 本事業の委託費については、県、市町村、その他団体における助成（補助）事業の対象経費と重複しないこと。
- (8) 本事業の委託費による支出については、使用目的、支払先、金額の根拠や支払時期等を確認できる領収書等の証明書類を事業終了後5年間整備しておくこと。
- (9) 本仕様書はプロポーザル用であり、事業内容については、今後変更の可能性がある。